

令和8年度の

市民税・県民税の主な改正

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ、55万円から65万円になりました。よって、給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。(給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません)

給与収入金額	改正前 給与所得控除額	改正後 給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40% - 10万円	65万円
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30% + 8万円	
190万円超	改正なし	

*給与収入金額は、所得税、住民税、社会保険料などが差し引かれる前の額(源泉徴収票の支払金額)です。いわゆる手取り額ではありません。

[補足] 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げされました。

各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

控除の種類	所得要件	改正前	改正後
配偶者控除、扶養控除	生計を一にする配偶者及び扶養親族の合計所得金額		
ひとり親控除	ひとり親が有する「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円	58万円
寡婦控除	寡婦控除(離別の場合)の子以外の扶養親族の合計所得金額		
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円

*合計所得金額とは、給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額(純損失または雑損失などの繰越控除を適用する前の金額)のことといい、総所得金額等とは、合計所得金額に純損失または雑損失などの繰越控除を適用した後の金額のことといいます。

大学生年代の子等に関する特別控除 (特定親族特別控除)の創設

特定親族特別控除が創設され、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の

近年の物価上昇などを踏まえ、所得税や市・県民税(個人住民税)の仕組みが一部見直されました。この改正は働く人の税負担を和らげるためのもので、令和8年1月1日に施行され、令和7年中(1月1日～12月31日)の収入に対して課税される、令和8年度の市・県民税から適用されます。

→の親族等(配偶者および青色事業専従者等を除く)で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の人がある場合に所得控除の適用が受けられるようになりました。

特定親族の合計所得金額※1 (収入が給与のみの場合の収入額)	納稅義務者の 特定親族特別控除額
58万円超95万円以下(123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円

*1あくまで所得控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため控除対象扶養親族には該当しません。

*給与収入ベースでの比較は、いずれも判定の対象となる所得が給与所得のみの場合です。他の所得がある人はこの限りではありません。

よくある質問

Q1 市・県民税の基礎控除額(43万円)に変更はありますか。

ありません。基礎控除額の見直しは所得税のみです。

Q2 市・県民税の非課税基準に変更はありますか。

ありません。

徳島市の非課税基準は以下のとおりです。

- 前年の合計所得金額が41万5千円以下の人。(給与収入のみの場合、令和7年中の収入が106万5千円以下の人を指します。)
- 本人が障害者、寡婦、ひとり親または未成年者で、前年の合計所得金額が135万円以下の人。
- 同一生計配偶者または税法上の扶養親族がいる場合、前年の合計所得が $\ll 31万5千円 \times (同一生計配偶者および税法上の扶養親族の人数 + 1) + 10万円 + 18万9千円 \gg$ で算定した金額以下の人。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

[問い合わせ先] 市民税課(☎621-5063～5065 FAX621-5456)



会計年度任用職員を募集

[任用期間] 令和8年4月1日～令和9年3月31日(更新あり)

[選考試験] 12月21日(日)に面接を実施※試験開始時間は受験票(申し込み後に送付)に記載。

試験場所

- ▶保育士=ふれあい健康館
- ▶幼稚園教員=市役所11階学校教育課



受験資格

- ▶保育士=保育士証
- ▶幼稚園教員=幼稚園教諭免許状または保育士証――を持つ人
- ※令和8年3月31日までに取得見込みの人を含む。

[募集案内・申込書] 市ホームページからダウンロードしてください。市役所1階案内・各担当課でも配布しています。

[申し込み方法] 12月12日(金)(必着)までに、所定の申込書を郵送または直接、

- ▶保育士=ふれあい健康館3階子ども保育課(〒770-8053 沖浜東2-16)

▶幼稚園教員=市役所11階学校教育課(〒770-8571 幸町2-5)――へ

※郵送の場合は簡易書留とし、返信用封筒(宛先を記入し、110円分の切手を貼った長形3号)を同封してください。

問い合わせ先

- ▶子ども保育課(☎621-5195 FAX621-5036)

- ▶学校教育課(☎621-5413 FAX624-2577)



▲保育士 ▲幼稚園教員

一般事務など(フルタイム勤務・パートタイム勤務) (令和8年度)

[任用期間] 令和8年4月1日～令和9年3月31日(更新あり)

給料(令和7年度実績)

- ▶フルタイム=月額18万3,500円～20万7,400円
- ▶パートタイム(週31時間15分)=月額14万7,983円～16万7,258円

※フルタイム・パートタイムともに、別途各種手当あり。

[募集人数] ▶フルタイム=60人程度 ▶パートタイム=40人程度

[申し込み期間] 12月2日(火)～23日(火)

[選考試験] 1月10日(土)または11日(日)に市役所で面接

[募集案内・申込書] 市ホームページからダウンロードしてください。市役所1階案内・同7階人事課でも配布しています。

[申し込み方法] 所定の申込書を郵送、メールまたは直接同7階人事課(〒770-8571 幸町2-5)へ

[問い合わせ先] 人事課(☎621-5023 FAX624-3125)

保育士・幼稚園教員(フルタイム勤務・パートタイム勤務) (令和8年度)

令和8年4月から市立保育所・幼稚園などで勤務する会計年度任用職員(フルタイム勤務・パートタイム勤務)を募集します。

